

令和2年度 第11回県政参画電子アンケート
「鳥取県動物愛護管理推進計画（第3次計画）」に関するアンケート結果概要

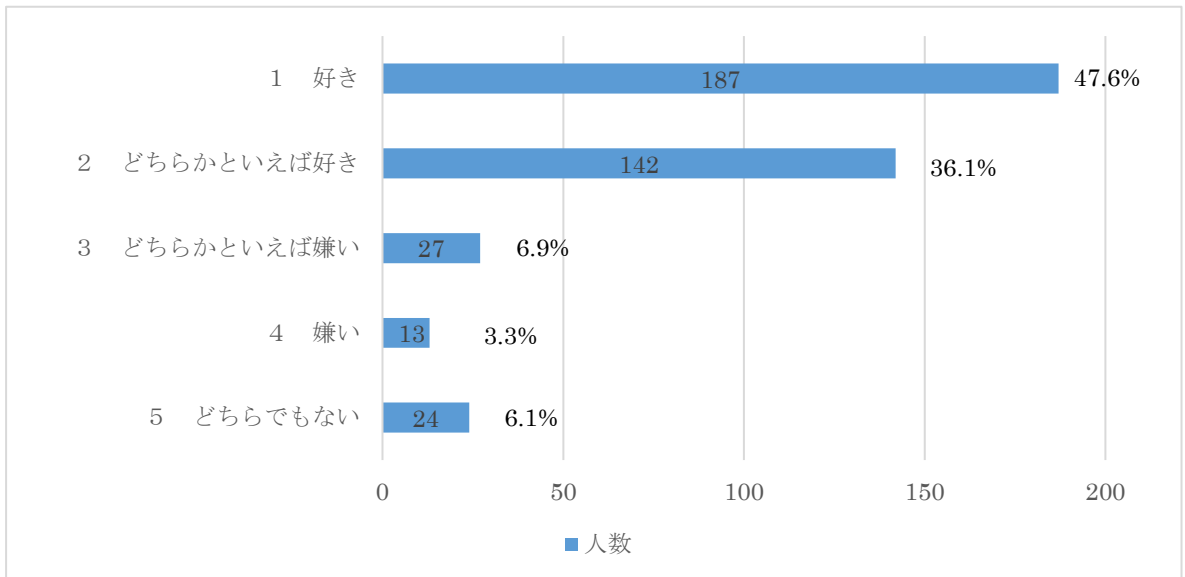
1 調査概要

- テーマ 「鳥取県動物愛護管理推進計画（第3次計画）」に関するアンケート
- 実施期間 令和3年1月8日～1月18日
- 対象 県政参画電子アンケート会員 627名
- 回答数 393名（回答率 62.7%）

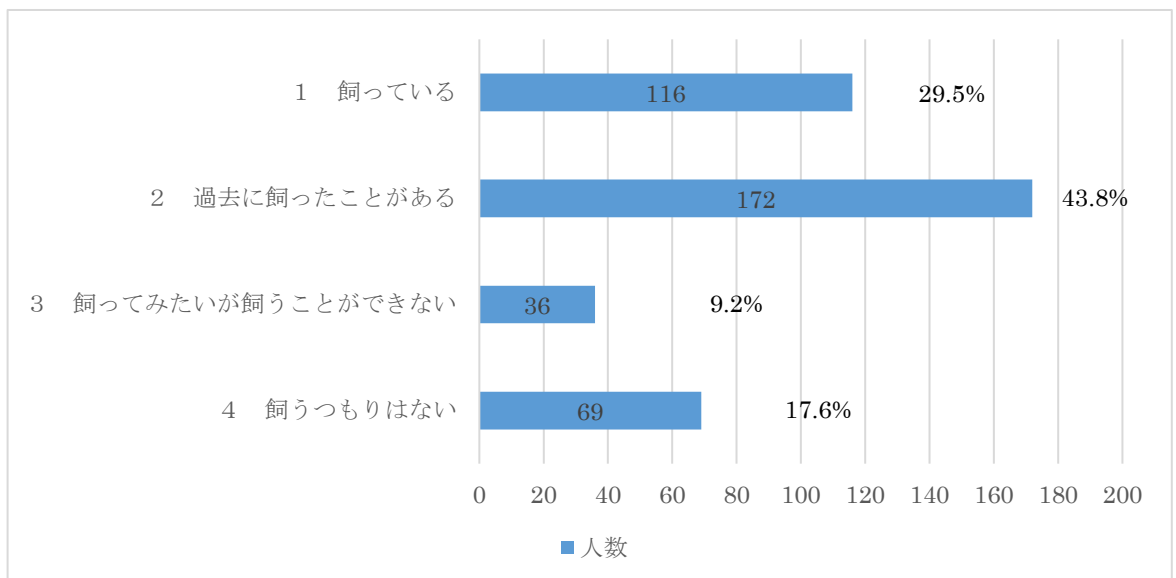
2 目的・概要

「動物の愛護及び管理に関する法律」や環境大臣が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が改正されたこと、併せて本県の動物を取り巻く状況の変化を踏まえ、「鳥取県動物愛護管理推進計画（平成20年策定、平成26年改定）」の見直しを行い、第3次計画を策定することとしています。
今回のアンケートは、この第3次計画の策定にあたり、会員の皆様の御意見を参考にさせていただくために実施しました。

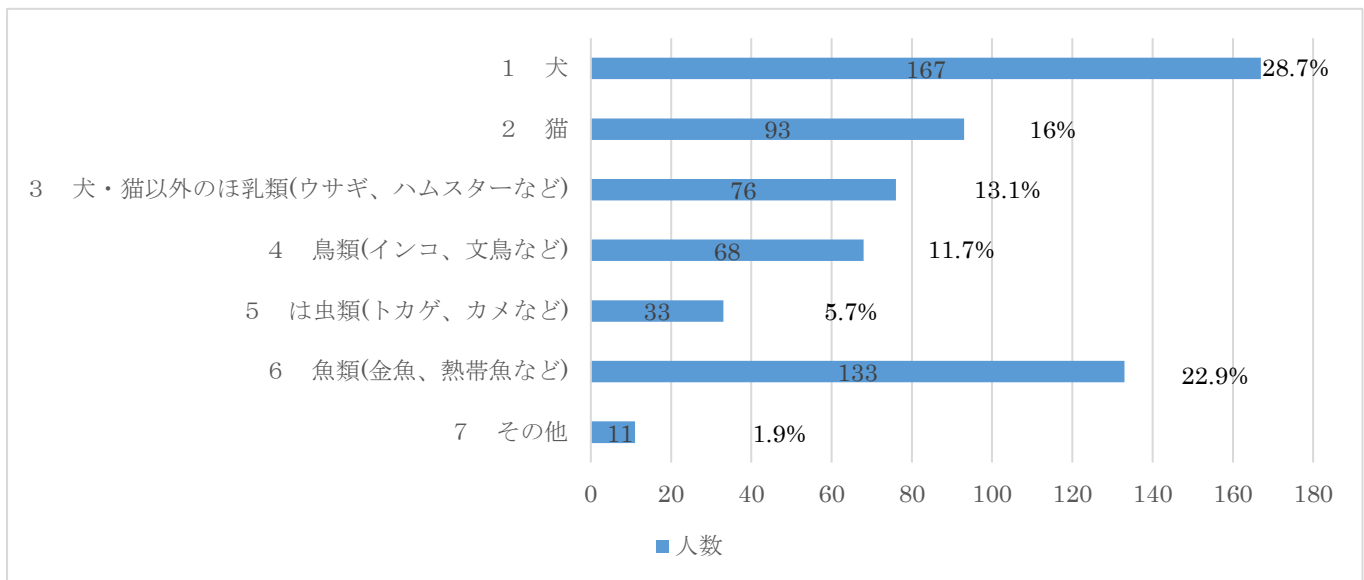
【問1】あなたは、動物が好きですか。（1つだけ選択）



【問2】あなたは、ペットを飼っていますか。（1つだけ選択）



【問3】問2で、ペットを「1飼っている」、「2過去に飼ったことがある」と答えた方にお聞きします。どんなペットを飼っていますか（飼っていましたか）。（複数選択可）



◇第3次計画案のポイント

ポイント1 本県の動物愛護管理の現状と課題を整理(現計画の検証)

現状	○犬猫の収容(引取り)・譲渡・処分の頭数は、現計画の数値目標を達成しました											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>収容・引取り頭数</th> <th>返還・譲渡率</th> <th>致死処分頭数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬</td> <td>161頭 (300頭以下)</td> <td>91% (65%以上)</td> <td>4頭 (100頭以下)</td> </tr> <tr> <td>猫</td> <td>441頭 (900頭以下)</td> <td>52% (10%以上)</td> <td>192頭 (800頭以下)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)表の数値は平成30年度実績。括弧内の数値は現計画の平成30年度目標値</p>		収容・引取り頭数	返還・譲渡率	致死処分頭数	犬	161頭 (300頭以下)	91% (65%以上)	4頭 (100頭以下)	猫	441頭 (900頭以下)	52% (10%以上)
	収容・引取り頭数	返還・譲渡率	致死処分頭数									
犬	161頭 (300頭以下)	91% (65%以上)	4頭 (100頭以下)									
猫	441頭 (900頭以下)	52% (10%以上)	192頭 (800頭以下)									
課題	○県に収容される動物の約7割を猫(特に飼い主不明の子猫)が占めています											
	<ul style="list-style-type: none"> ○犬の狂犬病予防注射の接種率は、近年74%前後で推移しています ○猫に関する苦情等の通報が年々増加傾向にあります(令和元年度1,228件) 											
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○飼い主への普及啓発(終生飼養、繁殖制限措置の実施、逸走防止、所有明示) ○飼い主不明の猫の収容頭数削減に向けた、猫の繁殖制限対策の推進 ○返還・譲渡促進による致死処分頭数の更なる削減 ○狂犬病予防注射の接種率向上 など 											

ポイント2 全体構成の見直し

基本方針1 動物愛護の推進

- 1 動物愛護精神の普及啓発
- 2 動物の収容・引取り数削減への取り組み
- 3 動物の返還・譲渡促進の取り組み
- ★ 4 周辺の生活環境の保全

基本方針2 動物の適正飼養の推進

- 5 動物の適正飼養の指導・啓発
- 6 動物取扱業者の監視指導
- 7 実験動物及び産業動物の適正な取扱の推進

現計画の2つの基本方針・7の具体的施策から、4つの基本方針・11の具体的施策に見直します。

★:第3次計画で新たに追加することを検討している基本方針と具体的施策

★ 基本方針3 県民と動物の安全確保

- ★ 8 人と動物の共通感染症対策
- 9 災害対策

★ 基本方針4 連携と協働による推進体制の整備

- ★ 10 関係機関等との連携・協働
- 11 計画の推進

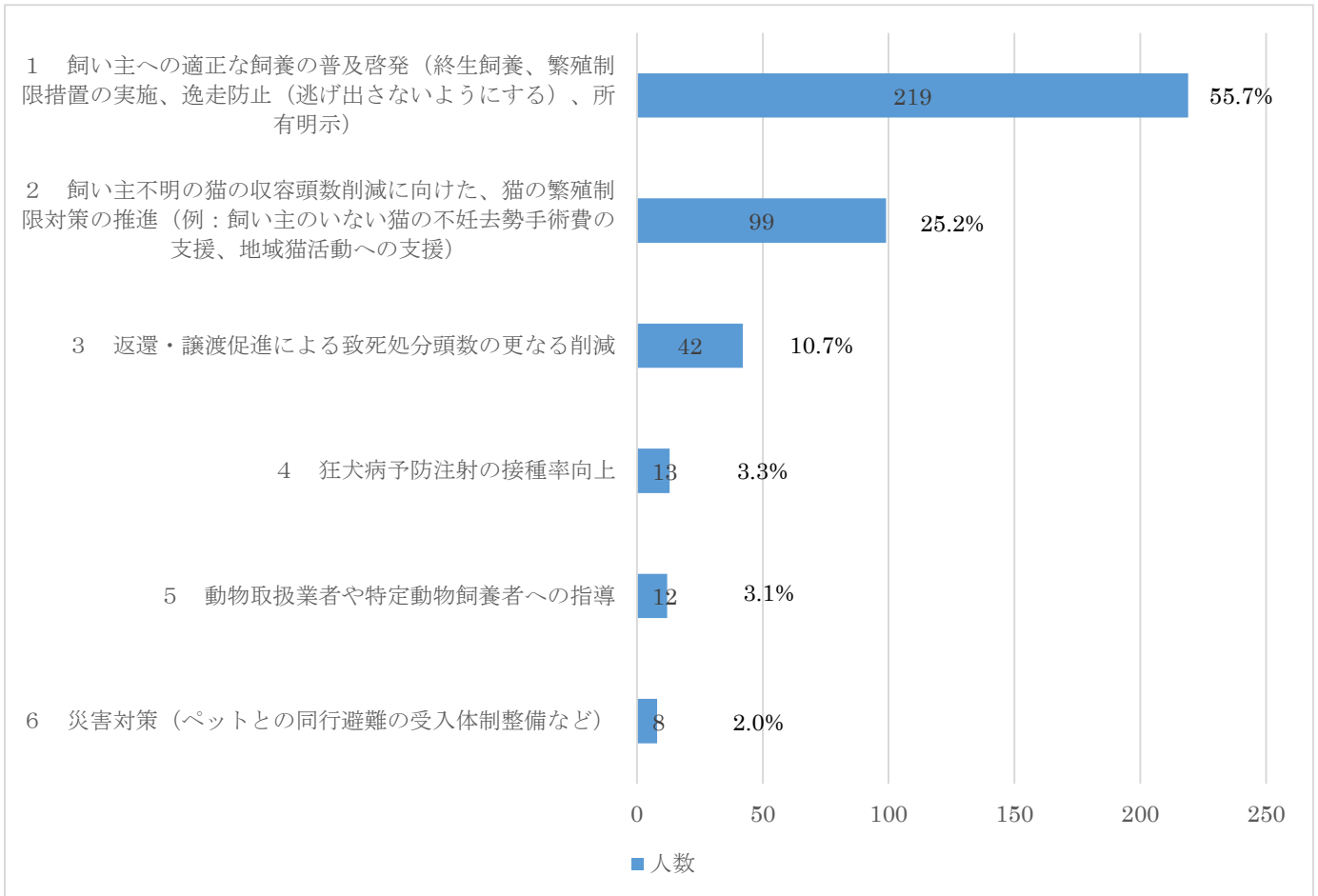
ポイント3 新たな数値目標の設定(9指標)

※⑥～⑨は、第3次計画で新たに追加することを検討している指標です。

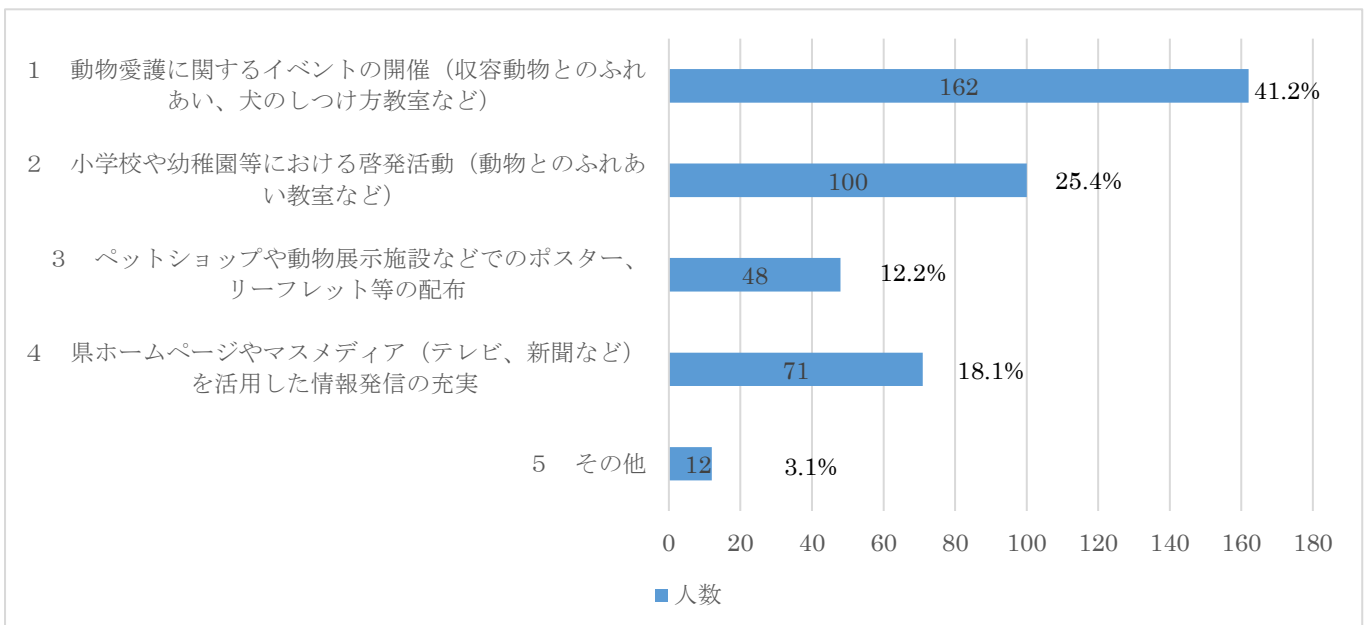
① 動物愛護・動物適正飼養に関する講習会開催回数	年10回以上	⑥ 狂犬病予防注射接種率	90%以上
② 特定動物飼養者・動物取扱業者の立入検査	年1回以上	⑦ 支援事業を活用した飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施頭数	1,200頭以上
③ 犬猫の収容・引取り数	犬100頭以下、猫200頭以下	⑧ 地域猫活動の支援事業を実施する市町村数	全市町村
④ 犬猫の返還・譲渡率	犬90%以上、猫70%以上	⑨ 動物愛護推進員の委嘱人数	40人
⑤ 犬猫の致死処分数	ゼロ		

(注)第3次計画の最終年度(令和12年度)の目標値を記載しています。

【問4】 本県の動物愛護管理に関する課題を以下に記載しています。このうち、最も優先して取り組むべき課題はどれだと思いますか。（1つだけ選択）



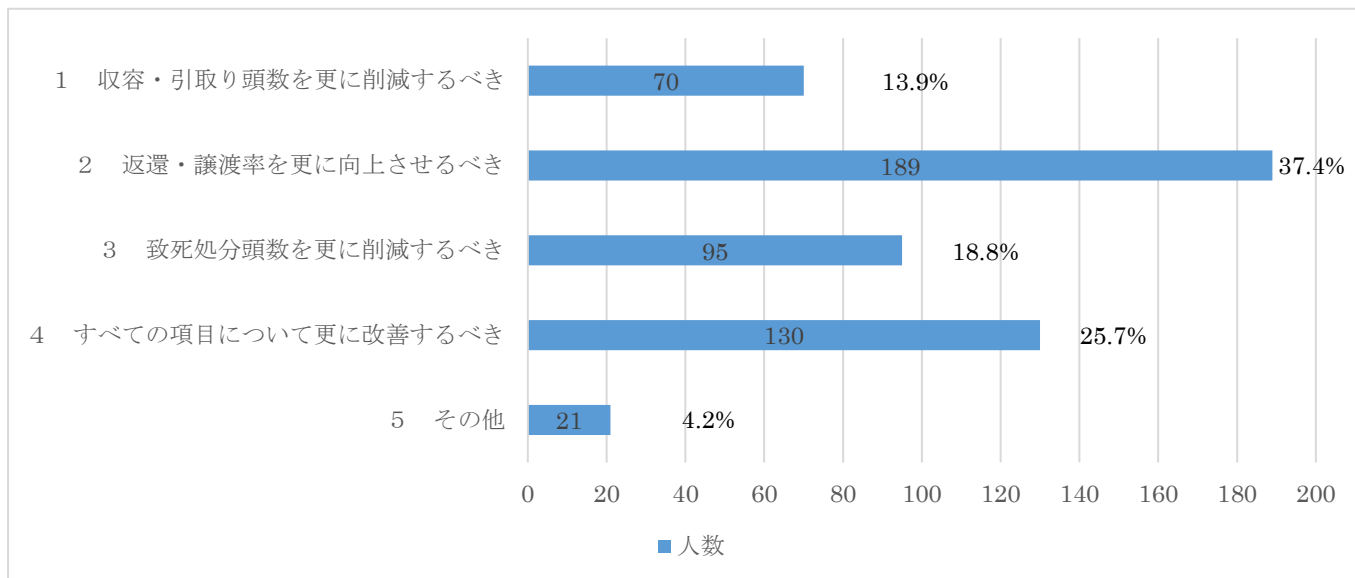
【問5】 県民の幅広い層に対する動物愛護精神の普及啓発に関する施策として、最も効果的なものは何だと思いますか。（1つだけ選択）



【問6】 犬猫の収容・処分の頭数は年々減少するとともに、返還・譲渡率が増加し、現計画の数値目標を達成しています。今の状況についてどのように考えますか。(複数選択可)

	収容・引取り頭数	返還・譲渡率	致死処分頭数
犬	161頭 (300頭以下)	91% (65%以上)	4頭 (100頭以下)
猫	441頭 (900頭以下)	52% (10%以上)	192頭 (800頭以下)

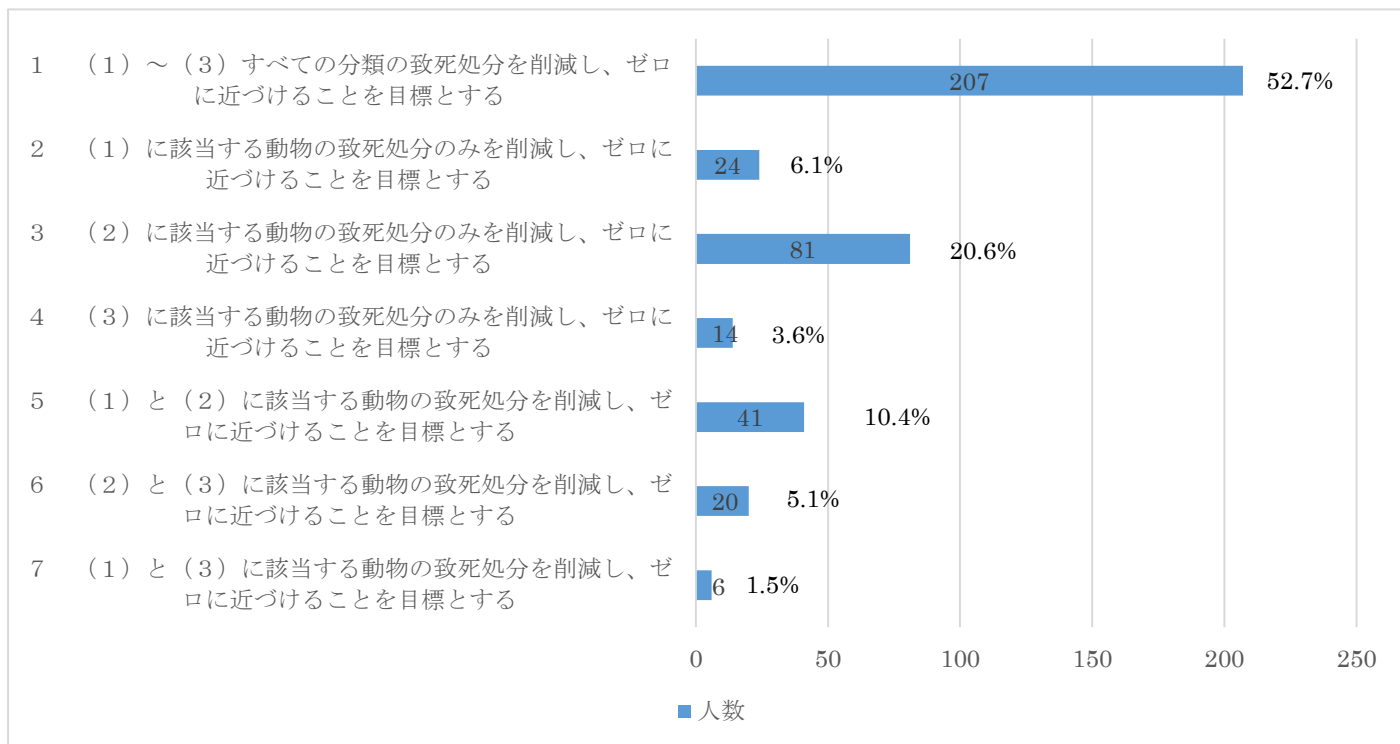
(注) 表の数値は平成30年度実績。括弧内の数値は現計画の平成30年度目標値



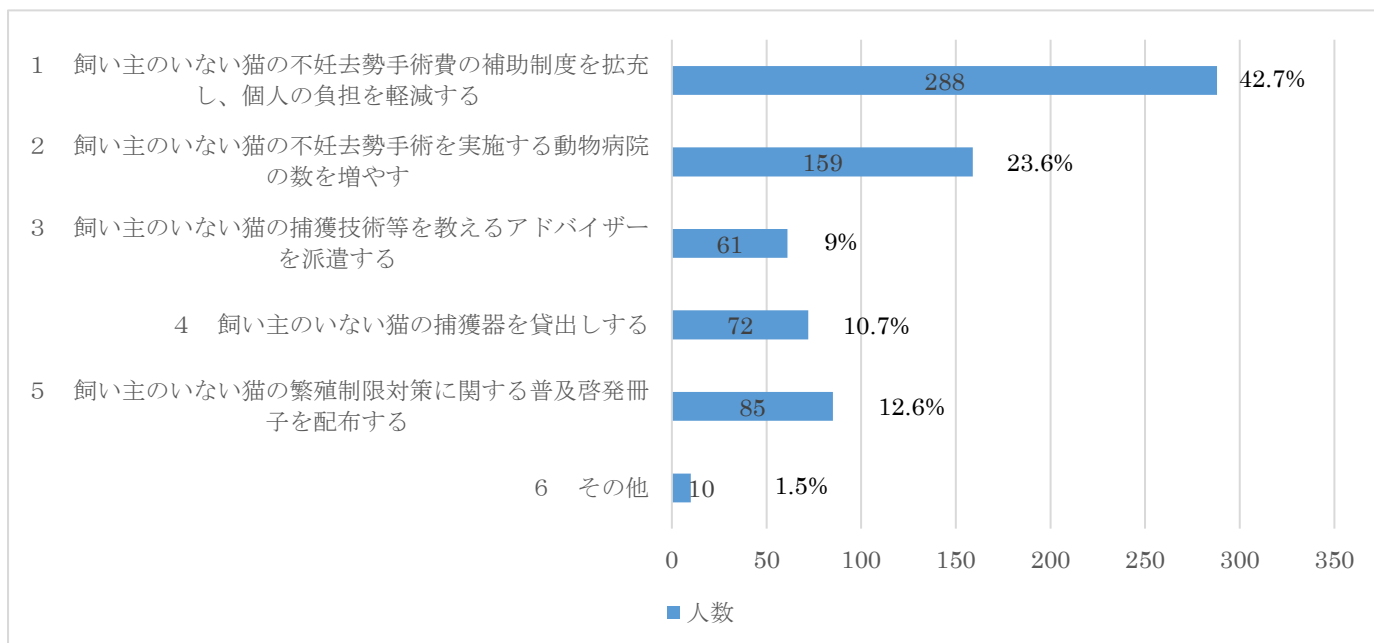
【問7】致死処分頭数については、環境大臣が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）において、下記のとおり3つに分類されており、特に②に属する個体の返還及び適正な譲渡促進を積極的に進め、令和12年度の致死処分頭数を平成30年度比50%減とすることが目標とされています。本県の計画において、今後、致死処分頭数の削減についてはどのように目標を定めるべきだと思いますか。（1つだけ選択）

基本指針における致死処分頭数の3分類

- ①譲渡することが適切ではない（治療の見込みがない病気や攻撃性がある等）動物の処分
- ②①以外（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）の動物の処分
- ③収容・引取り後の死亡



【問8】県に収容される動物の約7割を猫が占めており、特に飼い主不明の子猫の収容が多い状況にあることから、県では、飼い主のいない猫の繁殖制限対策（不妊去勢手術の実施）を推進しています。不妊去勢手術実施頭数を増やすために設けている以下の対策のうち、効果的と考える対策はどれですか。（複数選択可）



【問9】第3次計画案のポイントの「ポイント3」で提示している9つの数値目標(9指標)の他に、数値目標として掲げるべきと思われる事項があれば、その内容をお書きください。(2,000文字以内)

- ペットを捨てたり虐待した場合の罰則を厳しくするべき。
- 悪質な飼い主への罰則。
- 小中学校での動物飼育の促進。

など

【問10】その他、本県の動物愛護管理に関して御意見があれば自由にお書きください。(2,000文字以内)

- 動物虐待は法律で罰せられることを教育現場でも理解させたい。青少年の性犯罪は動物虐待からエスカレートすることも多いので道徳の時間などで、動物愛護法を教える機会があればと思う。
- 鳥取県のホームページが使いづらい。犬猫の保護状況や譲渡時の手続きについてわかりやすくしてほしい。
- 地域の理解を得られない餌やり活動はやめてほしい。餌をやる人を市役所等でしっかり指導してほしい。

など